鹿島事業所	茨城県神栖市東深芝８番地
千葉事業所	千葉県市原市千種海岸７番10号
首都圏サーベイセンター	東京都港区芝浦三丁目11番５号
横浜事業所	神奈川県横浜市中区海岸通三丁目９番地
横浜大黒事業所	神奈川県横浜市鶴見区大黒町９番15号
川崎事業所	神奈川県川崎市川崎区宮前町８番13
清水事業所	静岡県静岡市清水区日の出町２番６号
四日市事業所	三重県四日市市西浜田町２番19号
知多事業所	愛知県知多市新知字大内38番１号
大阪事業所	大阪府大阪市港区築港３丁目７番15号
堺事業所	大阪府高石市高師ノ浜一丁目１番地26号
神戸事業所	兵庫県神戸市中央区海岸通一丁目１番地１
姫路事業所	兵庫県姫路市広畑区正門通３の４番地
水島事業所	岡山県倉敷市水島南幸町３番39号
岩国事業所	山口県岩国市麻里布町一丁目４番19号
九州事業所	福岡県北九州市門司区東本町一丁目６番24号

○国土交通省告示第五百四十四号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月十三日　国土交通大臣　太田　昭宏

三中ニを削り、ホをニとし、ヘからチまでをホからトまでとし、リを削り、ヌをチとし、ルをリとする。

○国土交通省告示第五百四十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十六年四月二十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年五月十三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5088号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び膨脹併用式以外のもの）	ＴＫ－180型	高階救命器具株式会社	覆布、胴部の締め具及びファスナーの仕様を変更

○関東地方整備局告示第二百六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月十三日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	茨城県猿島郡五霞町大字江川字沖ノ内二七〇七番から同町大字冬木字新田二五一八番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年五月十三日

○関東地方整備局告示第二百六十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月十三日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社湘南建築センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	益田　光則、宝田　亮、山澤美砂子、小林　実、田陽　瑞穂
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年四月三十日

○北陸地方整備局告示第六十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月十三日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　登録番号

北陸地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人　にいがた住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	駒形　政則
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第七十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月十三日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　登録番号

北陸地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人　にいがた住宅センター